北杜市

個人市・県民税に適用される定額減税について

○対象となる方

令和６年度個人住民税納税義務者のうち、前年の合計所得金額が１，８０５万円以下（給与収入のみの場合、２，０００万円以下に相当）の方

※納税者本人が**均等割のみ課税者**の場合は、対象となりません。

○減税額

本人、配偶者を含む扶養親族１人につき、１万円（国外居住者を除く）

※控除対象配偶者を除く**同一生計配偶者**については令和６年度の定額減税は対象外となりますが、令和７年度の市・県民税において１万円の定額減税が行われます。

○手続きについて

定額減税を受けるための申請等は必要ありません。定額減税額は北杜市が保有する税情報（確定申告書、給与支給報告書等）を基に北杜市で算出します。

○確認方法について

令和６年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税

特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

摘要欄に記載しています。

○実施方法（徴収方法が給与特別徴収のみの場合）

令和６年６月分は徴収せず、減税後の税額を１１分割

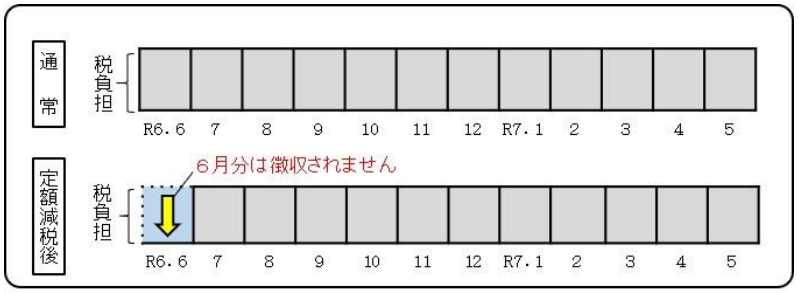

※定額減税の対象とならない課税者の場合（均等割のみ課税者含む）は、６月から給与天引きされます。

<お問合せ先>
山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
北杜市役所 総務部税務課 市民税担当
電話 ０５５１－４２－１３１３
FAX ０５５１－４２－１１２３